

トラック運送業における適正取引推進、
生産性向上及び長時間労働抑制
に向けた
日本倉庫協会の自主行動計画

平成 29 年 10 月 4 日

一般社団法人日本倉庫協会

目 次

I. 本計画の趣旨	1
II. 適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項	3
1. コスト負担の適正化に関する取組事項	
2. 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項	
3. 契約書面化推進に関する取組事項	
4. 支払条件の適正化に関する取組事項	
5. トラック運送事業者における安全確保等に関する取組事項	
III. 寄託者とトラック運送事業者との協働による課題解決に向けた取組事項	4
1. トラックドライバーの長時間労働抑制に関する取組事項	
2. トラック運送との連携による生産性向上(付加価値向上)に関する取組事項	
IV. 本計画の推進	4

I. 本計画の趣旨

1. 自主行動計画策定の背景

本年3月、一般社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」）では「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」（以下、「全ト協自主行動計画」）を策定した。

この主な背景としては、

- ①トラック運送業は、荷主（運送委託者を含む。以下同じ。）に比べて立場が弱く、適正な取引環境が難しいことに加え、長時間労働・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化していること
- ②適正な運賃水準が確保されなければ安全にも支障が及ぶ問題であり、トラック運送業における取引条件の改善が喫緊の課題であること
- ③取引環境の改善に向けては、トラック運送業界内の元請・下請事業者間の取引の適正化も重要であること

などが挙げられている。

一方、荷主とトラック運送事業者間の取引条件に関しては、

- ①コスト負担の適正化
- ②価格決定方法の適正化
- ③契約の相手方・方法の適正化
- ④長時間労働の削減

といった課題を明らかにしているが、これらはトラック運送事業者だけで解消できる課題ではなく、着荷主を含めた荷主及び物流事業者の理解と協力が不可欠であるとされており、国からは荷主団体及び一般社団法人日本倉庫協会（以下、「日倉協」）を含む物流関係団体に対し、この課題解決に向けた協力要請がなされた。

こうした経緯から、日倉協においても、全ト協自主行動計画に対する協力への取り組みが必要であり、「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた日本倉庫協会の自主行動計画」を策定することとなった。

2. 自主行動計画策定に向けたトラック運送業と倉庫業の関連性

営業倉庫は、倉庫業法に基づき、登録を受け、国民生活を支える物資の

保管や在庫管理を行う一方で、これらの物資を生産や消費に繋げるため、以前から輸送業務とは緊密な連携を保ってきた。

近年、少子高齢化による人口減少により、人手不足が顕在化し、物流分野においても、労働力不足が大きな問題となっているが、こうした労働力不足による輸送、特に、トラック運送業の停滞は物資の流れを阻害し、倉庫業にも大きな影響を与えるものであり、その解決に向けたトラック運送業における取引環境の一層の改善、トラックドライバーの労働環境の改善は、倉庫業にとっても重大関心事とならざるを得ない。

昨年施行された改正物流総合効率化法が、輸送・保管・荷捌き・流通加工の一体的な実施と輸送の合理化を図る特定流通業務施設の整備を促進することを目的としているとおり、倉庫業は輸送モードと切り離せない業務形態となっている。例えば、倉庫とトラックとの貨物の受け渡しの工夫・改善や、トラック予約受付によるトラックの荷待ち時間の短縮あるいは削減、倉庫の作業量の平準化など、より一層の生産性の向上と業務の効率化を図っていくため、倉庫業にとって、輸送と協同することが益々重要となっている。

一方、倉庫の入出庫作業に付随して行われる配送等の運送手配は、寄託者からのオーダーに基づくもので、原則として、倉庫会社が寄託者の指示なく行うことはない。トラック運送事業者から見れば、倉庫会社が直接の発注元となるのかもしれないが、業態的に、倉庫会社には寄託者という発注元が存在する。つまり、倉庫会社は寄託者からの指示を踏まえて、トラック運送事業者に運送手配を行う受動的な立場にあり、トラック運送業における取引環境の一層の改善に向けた取り組みは、寄託者の理解と協力なくしては行いえない。

こうしたことから、倉庫業においても、関係者の理解を得つつ、全ト協自主行動計画に協力して、トラック運送業との適正な取引改善等や、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下、「独占禁止法」）、「下請代金支払遅延等防止法」（以下、「下請法」）、その他各種関係ガイドライン等を遵守することが求められている。

3. 自主行動計画の概要

これらの点に配慮しつつ、以下の計画を取りまとめた。日倉協は、トラック運送事業者との取引条件の改善等に向けて、会員事業者に対し、会員事業者により事業規模や寄託者との関わり等の相違はあるものの、以下Ⅱ及びⅢに掲げる措置について、可能な限り実施するよう促していく。

Ⅱ. 適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項

1. コスト負担の適正化に関する取組事項

<取組内容>

- トラック運送事業者との取引における倉庫事業者の都合による運送以外の附帯作業（仕分け・検品・陳列等）は原則として行わせないこととする。
- 寄託者の都合により発生した運送以外の附帯作業（仕分け・検品・陳列等）料、車両留置料、燃料上昇分、高速道路料金等について、トラック運送事業者が適正運賃・料金を収受できるよう、寄託者に対して必要コスト負担について申入れ、運送・取引条件の見直し提案など協議を実施するよう努める。

2. 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項

<取組内容>

- 倉庫事業者が手配したトラック運送事業者とは、運賃・料金の設定をはじめ、運送・取引条件の適正化に向けて十分な協議を実施する。

3. 契約書面化推進に関する取組事項

<取組内容>

- トラック運送事業者との運送契約締結に際しては、書面化を原則とし、運賃以外の諸料金等についても明記するよう努める。
- 実態と契約内容が整合していない場合、契約内容の見直しを実施する。

4. 支払条件の適正化に関する取組事項

<取組内容>

- 寄託者からの料金収受を前提として、トラック運送事業者への運賃・諸料金の代金支払いについては、可能な限り現金払いとする。

- 上記代金の支払いに係る手形等のサイトについては、120 日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には 60 日以内とするよう努める。

5. トラック運送事業者における安全確保等に関する取組事項

＜取組内容＞

- トラック運送事業者の選定にあたり、「安全性優良事業所(G マーク)」の認定取得を考慮し、また、安全義務の観点からも、適正取引の実施に努める。

Ⅲ. 寄託者とトラック運送事業者との協働による課題解決に向けた取組事項

1. トラックドライバーの長時間労働抑制に関する取組事項

＜取組事項＞

- トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、寄託者・倉庫事業者・トラック運送事業者が一体となって課題に取り組むための協議の機会を定期的に設ける等、協力体制の確立に努める。
- 「トラック予約受付システム」の導入等により、荷待ち時間削減に取り組む。

2. トラック運送との連携による生産性向上(付加価値向上)に関する取組事項

＜取組事項＞

- 倉庫施設に「トラック予約受付システム」の導入を図るなど、生産性向上に努める。
- 「トラック予約受付システム」の導入の有無に関わらず、トラック運送事業者の待機時間等を分析し、業務における問題・課題を明らかにするなどして、生産性向上に向けた改善活動を実施するよう努める。
- 寄託者と、生産性向上に向けた役割分担を明確にしながら、パートナーシップを基盤に改善活動に取り組むよう努める。

Ⅳ. 本計画の推進

日倉協は、各地区協会と連携しながら、本計画及び独占禁止法、下請法、その他各種関係ガイドライン等についての研修会を開催するなど、会員

事業者に対する広報、啓発を行い、本計画の着実な実施に努める。

なお、トラック運送業における取引環境の一層の改善は、物流業界挙げて取り組む課題であり、会員事業者単独で実施が困難な事項については、必要に応じて、荷主団体や行政に対し、課題解決に向けた働きかけを行う。

以上